

秋田県受動喫煙防止条例の「経過措置」の継続を求める請願に関する資料

【請願事項】

令和 7 年 4 月以降も、秋田県受動喫煙防止条例の附則 3 にある「経過措置」が継続されるよう「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」を「当分の間」と変更、若しくは附則条項の追加により、国の方向性を注視しつつ、しばらくの間は現状と同様の措置とすること。

【請願理由】

令和 7 年 4 月より予定されている、秋田県受動喫煙防止条例の「当分の間の特例」及び「経過措置」が撤廃されれば、県内の飲食店経営者は、店の規模に関わらず、店内を完全禁煙にするか、多額の費用をかけて喫煙室を設置するか、もしくは、親族以外の従業員を解雇するか、いずれかの厳しい選択を迫られることになる。

「2023 年の『飲食業』倒産が過去最高を更新」「東北の 23 年度倒産増加」との調査や報道もあり大変不安な中での経営をしている。また、コロナ禍や大雨災害、物価上昇等のあらゆる苦難を乗り越え、今一度奮起しようとしているタイミングで、この経過措置が終了されてしまえば、更なるお客様の減少、大幅な客単価の低下、貴重な人材であるアルバイト従業員の雇い止めなど、店舗経営に甚大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

受動喫煙防止対策は非常に重要な取り組みであることは我々飲食業界も重々承知しているが、非現実的な禁煙化施策ではなく、それぞれの経営者がお客様のニーズに合わせて、喫煙者と非喫煙者の共存できる社会、そして様々な多様性を認め合える世の中を目指していくべきである。